

身体的拘束等適正化マニュアル

ハーモニー

（事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方）

第1条

・基本的考え方

本マニュアルは、障害者虐待防止法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、合同会社Liliが運営するハーモニー（以下「事業所」という。）において、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為と認識し、原則身体拘束は行わないことや、不要な身体拘束を未然に防止するための体制及び、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、緊急やむを得ない場合の対応を定め、児童の権利利益の養護を目的とする。

・「身体拘束」とは

障がい者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その障がい者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為である。具体例としては以下の行為などが該当すると考えられる。

- 1 他人への迷惑行為を防ぐために、利用者の体幹や四肢をひもで縛る。
- 2 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- 3 支援者が自分の体で利用者を押さえつけたりして利用者の行動や機能を制限する。

・「緊急やむを得ない場合の対応」とは

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず、身体拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・ご家族への説明のうえ同意を得て行うものとする。

- 1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3 一時性：身体拘束他の行動制限が一時的なものであること

（身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項）

第2条

事業所では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体的拘束適正化検討委員会を設置する。ただし、虐待防止委員会との一体的な運用とする。

1 委員会の開催

- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催する。
- ・必要時は随時開催するものとする。

2 委員会の構成従業員

- ・代表社員
- ・管理者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・常勤の児童指導員
- ・必要に応じ非常勤職員、他職種職員

3 委員会の目的

- ・事業所での身体的拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及びフローの確認
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等廃止に関する職員全体への指導・周知

4 委員会の開催

委員会の開催は年1回以上の開催とし必要に応じてその都度開催するものとする。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見をきくなどの対応により、当該意見も踏まえて検討する。

（身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）

第3条

従業員に対して、身体的拘束等の適正化の徹底を図る目的とした職員研修を実施する。

- ・定期的（年1回以上）教育・研修の実施
- ・新規採用従業員に対しての研修実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

（事業所で発生した身体的拘束等の報告方法等に関する基本方針）

第4条

・身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針に基づき利用者本人・ご家族に説明し、十分な理解を得たうえで報告を行う。

（身体的拘束等の対応に関する基本方針）

第5条

・緊急やむを得ない状況が発生した場合、身体的拘束適正化検討委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性②非代替性③一時性の3原則すべてを満たしているかどうかについて検討・確認を行う。

- ・緊急やむを得ない場合に身体的拘束を実施すると判断した場合に備えて、身体拘束の目的、理由、内容、時間帯、実

施期間について検討し、ご家族に対して同意を得たうえで実施する。

- ・身体的拘束実施時は利用者の様子・心身の状態・やむを得なかった理由などを記録する。
- ・身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除するものとし、ご家族への報告を行う。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条

本方針は、利用者又は利用者家族等がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示するとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

(その他身体拘束廃止に関する考え方及び身体的拘束等の適正化推進のための基本方針)

第7条

・身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に務める。身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組む。

- 1 利用者の尊厳に基づき、利用者主体の行動を尊重し、安心安全なサービスの実施に務める。
- 2 利用者の安全を確保する観点から言葉や対応等で利用者の自由を安易に妨げるような行動は行わない。
- 3 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を行う。
- 4 身体的拘束を検討、実施する以前に拘束を行わない対応の検討、協議を優先する。安易に「やむをえない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りを怠らない。
- 5 委員会や研修を実施し、事故等が発生しない環境を整備していく。

附則 本方針は、令和6年4月1日から適用する。